平成２５年（フ）第５９３０号
大阪市西成区天下茶屋３丁目14番８号
債務者　高瀬　常子
1　決定年月日時　平成26年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５９８５号
大阪市平野区加美正覚寺１丁目１番13号
債務者　古性　多美
1　決定年月日時　平成26年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６０１１号
大阪府寝屋川市楠根南町19番３号
債務者　平岩　八郎
1　決定年月日時　平成26年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６０１２号
大阪府寝屋川市楠根南町19番３号
債務者　平岩千恵美
1　決定年月日時　平成26年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６０６９号
大阪府高槻市唐崎中３丁目10番２号
債務者　山下　隆規
1　決定年月日時　平成26年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１５４号
長崎県諫早市永昌町40番２―201号　市住２棟、前住所長崎県諫早市上大渡野町2221番地３
債務者　清水　悦子
1　決定年月日時　平成26年１月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月５日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第６６号
北海道赤平市共和町197番地11
債務者　松原　　浩
1　決定年月日時　平成26年１月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２５年（フ）第７０号
北海道赤平市昭和町５丁目８番地
債務者　細川　孝子
1　決定年月日時　平成26年１月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２５年（フ）第７２号
北海道芦別市上芦別町30番地の148　道営住宅啓南団地62号
債務者　内城　善光
1　決定年月日時　平成26年１月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２５年（フ）第７３号
北海道芦別市上芦別町30番地の148　道営住宅啓南団地62号
債務者　内城　令子
1　決定年月日時　平成26年１月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２５年（フ）第７６号
北海道砂川市西３条南12丁目１番３―12号
債務者　小関　幸枝
1　決定年月日時　平成26年１月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２５年（フ）第７７号
北海道滝川市黄金町東３丁目５番10号　ノースフィールＡ―１号室
債務者　井上　譲司
1　決定年月日時　平成26年１月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２５年（フ）第７９号
北海道滝川市朝日町東１丁目８番31号
債務者　井内　浩雅
1　決定年月日時　平成26年１月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２５年（フ）第８０号
北海道滝川市朝日町東１丁目８番31号
債務者　井内　静代
1　決定年月日時　平成26年１月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２５年（フ）第１３８号
北海道白老郡白老町緑丘１丁目16番３号、前住所北海道白老郡白老町川沿２丁目２番３―205号　美園団地Ｔ２棟205号
債務者　佐藤さゆり
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第１４０号
北海道白老郡白老町字竹浦111番地１
債務者　山西寿美子
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第３１９号
岩手県滝沢市巣子741番地45　関村住宅11号
債務者　小田　　忠
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第３５０号
岩手県北上市下鬼柳17地割127番地５　北星荘、旧住所岩手県北上市大堤南３丁目５番14号　市営大堤住宅64号
債務者　及川　　慧
1　決定年月日時　平成26年１月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月６日まで
盛岡地方裁判所第２民事部